

処遇改善についての情報公開

社会福祉法人青葉会

社会福祉法人青葉会では、「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」及び「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定していましたが、令和6年6月より新たに「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」を取得し、職員の処遇改善に努めています。

1. キャリアパス要件

- ① 職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めています。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めています。
- ③ ①及び②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知しています。
- ④ 法人の事業内職業能力開発計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、人事考課等により職員の能力評価を行っています。
- ⑤ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等の資格所得の推奨と、取得者によるコーチングを行っています。取得後は、資格手当を処遇しています。
- ⑥ 職員の経験若しくは資格等に応じて定期的に昇給する仕組み、さらに人事考課に基づき昇給を判定する仕組みを設けています。

2. 職場環境等要件

(1) 資質の向上

- ① 働きながら社会福祉士等の資格取得を目指す者に対する支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修等の研修、サービス提供責任者研修等、新規採用者に対する行動援護従業者養成研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を行っています。

(2) 労働環境・処遇の改善

- ① 子育てとの両立を目指す職員のための育児休業制度等の充実を図っており、くるみん認定を受けています。
- ② 新規採用者に対して OJT トレーナーを配置し、一年間の OJT による実務研修を行っています。
- ③ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化に努めています。

(3) その他

- ① 非正規職員から正規職員への転換制度を設けています。